

令和 8 年 9 月 1 1 日

荒川区長 滝口 学

荒川区介護保険規則第 5 条第 2 号の規定に基づき、亡失等により回収不能の下記介護保険被保険者証を無効とする。

無効とする書類	通番	被保険者番号	被保険者証交付日
介護保険 被保険者証	1	0000499234	2026 年 7 月 21 日
	2	0000953679	2026 年 5 月 7 日
	3	0001164941	2025 年 10 月 24 日
	4	0001129353	2025 年 10 月 8 日
	5	0000909630	2025 年 12 月 26 日
	6	0000590037	2023 年 11 月 10 日
	7	0000547450	2026 年 8 月 7 日
	8	0000689562	2026 年 6 月 1 日
	9	0000633214	2026 年 7 月 24 日
	10	0000594652	2025 年 6 月 19 日
	11	0000541052	2023 年 10 月 11 日
	12	0000897850	2026 年 8 月 21 日
	13	0000571814	2026 年 6 月 26 日
	14	0000487503	2026 年 7 月 27 日
	15	0000627083	2025 年 1 月 10 日
	16	0000577081	2026 年 3 月 2 日
	17	0000720755	2026 年 3 月 23 日
	18	0000463043	2025 年 11 月 28 日
	19	0000449733	2022 年 8 月 4 日
	20	0000695494	2026 年 8 月 12 日
	21	0000627059	2023 年 11 月 10 日
	22	0000994532	2026 年 8 月 18 日
	23	0001089458	2026 年 4 月 10 日

無効とする書類	通番	被保険者番号	被保険者証交付日
介護保険 被保険者証	24	0000878082	2026 年 8 月 26 日
	25	0000828301	2025 年 12 月 15 日